

平成29年度

# 年間保存版

保護者の皆様

京都市立春日野小学校  
校長 三上 直美

## 特別警報・暴風警報・地震に対する非常措置

台風が接近して京都市に暴風警報が発令された場合や京都市において震度5弱以上の地震があった場合、及び、京都市に特別警報が発令された場合には、下記のような措置をとります。ご家庭におかれましては、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。春日野小学校のホームページにおいても現況をお知らせしていきます。緊急電話がかからなくなりますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

### 京都市に「特別警報」が発令された場合

#### 【特別警報とは】

気象庁はこれまで、大雨・地震・津波・高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時（夜中）までに解除された場合、  
5校時（13:50）から授業があります。〔給食は中止〕
2. 午前0時現在発令中の場合、または、午前0時から登校前までに「特別警報」が発令された場合、当日、臨時休業となります。
3. 在校中に発令された場合  
直ちに臨時休業となります。  
ただし、下校の安全確認ができるまで、原則学校に留め置きます。安全確認ができ次第、家庭環境調査表等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいている通りに対応します。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこととします。

## 京都市に「暴風警報」が発令された場合

### 1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

① 「暴風警報」が解除されるまでは登校しないで自宅で待機します。

② 「暴風警報」が解除された場合

☆午前 7時までに解除された場合…平常授業

☆午前 9時までに解除された場合…3校時（10：45）から始業

☆午前 11時までに解除された場合…5校時（13：50）から始業〔給食中止〕

③ 午前 11時現在、まだ「暴風警報」が発令中の場合は臨時休業となります。

### 2. 在校中に発令された場合

原則的には、家庭環境調査表等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいている通りに対応します。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこととします。

## 京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

### 1. 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

① 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

☆深夜 0時までに発生した場合……翌日を臨時休業にします。

☆深夜 0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業にします。

☆休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。

② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

### 2. 在校中に発令された場合

原則的には、家庭環境調査表等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいている通りに対応します。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこととします。

★必ず、お子達が、「自分が集団下校・学校待機のいずれなのかを伝えられる」ようにご指導ください。